



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*72 和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則の一部を改正する規則 (水産振興課)
- 告示
  - 1394 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
  - 1395 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
  - 1396 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 公安委員会告示
  - 46 雑踏警備業務2級検定の実施
- 公告
  - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 正誤
  - 平成20年10月17日付け和歌山県報第2004号和歌山県告示第1346号中

## 規 則

### 和歌山県規則第72号

和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則(昭和54年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10人以内」を「11人以内」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 中小企業経営に関し学識経験を有する者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1394号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年12月21日まで縦覧に供する。

平成20年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成20年10月21日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山県造園緑化技術センター
- 3 代表者の氏名  
山本聡洋
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市東釘貫丁2丁目53番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、和歌山県内及びその周辺地域における環境修景緑化及び地域づくりを産・官・学・民が協働し、より美しい県土創造を推進する事業を行うと共に、地域緑化技術の更なる発展充実や人材育成を図り、市民・団体・自治体等の緑化に関する様々な疑問・要望に応じて助言・支援・協力をを行う。また、併せて地域住民への「みどり」に関する知識の普及啓発活動を行うと共に、関係諸機関に提言を行い、環境修景緑化に対する意識向上に貢献することを目的とする。

### 和歌山県告示第1395号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年10月21日指定した。

平成20年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	恋愛美人if 11月号	19615-11	セブン新社
コミック	mini Sherry vol.1	02054-11	徳間書店
コミック	Sweet プチ 11月号	15487-11	笠倉出版社
月刊誌	裏モノJAPAN 11月号	01805-11	鉄人社
月刊誌	特冊新鮮組DX 11月号	06681-11	竹書房
月刊誌	エキサイティングマックス! 11月号	02091-11	ぶんか社
雑 誌	BLACK BOX vol.25	08842-11	メディア・クライス
雑 誌	芸能Smash! vol.4	63426-39	晋遊舎

月刊誌	スコラ 11月号	15401-11	スコラマガジン
月刊誌	月刊クリーム 11月号	03299-11	ワイレア出版
月刊誌	ブレイクマックス 11月号	18011-11	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 11月号	15279-11	コアマガジン
雑誌	漫画実話ナックルズ 増刊vol.9	18422-11	ミリオン出版
月刊誌	実話ナックルズ 11月号	04877-11	ミリオン出版
月刊誌	ピンキーマガジン 10月号	不明	H(アッシュ)
月刊誌	ジェイスパーク 11月号	86257-11	トライマックス
月刊誌	ナックルズEX 11月号	16809-11	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1396号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員メートル	延長メートル
3012	新宮市佐野字山田1052番の一部、1038番7	三重県熊野市久生屋町382番地の32 細川晴夫	平成20.10.21	4.00	29.00
				6.00	24.00
				6.00	10.00

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第46号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成20年10月31日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

- 実施する検定の種別及び級の区分  
雑踏警備業務2級
- 実施日時  
平成21年2月25日(水)午前9時から午後5時まで
- 実施場所  
和歌山県岩出市高塚513番地  
有限会社岩出カースクール

- 定員  
20名
- 検定の内容  
(1) 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に関すること。  
ウ 雑踏の整理に関すること。  
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
(2) 実技試験  
ア 雑踏の整理に関すること。  
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行う。  
なお、本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- 受検資格  
和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員(以下「県外在住警備員」という。)
- 申出期間  
平成21年1月13日(火)から平成21年1月15日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時まで)
- 受検を希望する者の手続  
(1) 受検を希望する者は、上記8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(検定受付専用電話番号 073-423-3344)に対し、受検希望の事前申出を行うこと。  
なお、事前申出は先着順に受け付け、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは、受付を締め切る。  
(2) 事前申出時の注意事項  
ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。  
イ 電話1回につき、受検希望者1名の事前申出を受け付ける。  
ウ 申出は、受付担当者からの受検を希望する者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)  
エ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に下記11の問い合わせ先へ確認しておくこと。
- 検定申請書等の提出に関する手続  
(1) 検定申請書等の提出期間  
平成21年1月19日(月)から平成21年1月21日(水)

まで(各日とも午前9時から午後5時まで)

(2) 検定申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署(その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への提出も可とする。)

イ 県外在住警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出する検定申請書類等

上記9の(1)により検定申請書等を提出することとなった者は、上記(1)の申請書等提出期間内に次の書類を上記(2)の該当する警察署に提出すること(受検を希望する者自身が提出することとし、代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に申請書等を提出しなかった場合は、検定申請者に予定していることを無効とする(提出期間内に検定申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 検定申請書

イ 検定申請書の添付書類

(ア) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(イ) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)等) 1通

(ウ) 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員(和歌山県外に住所を有する者で警備員である者を含む。)にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

※ 上記(イ)及び(ウ)に該当する者が、その者の住所を管轄する警察署に検定申請書等を提出する場合は上記(イ)の書面を、また、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合は上記(ウ)の書面を添付すること。

ウ 手数料

13,000円(和歌山県収入証紙にて納付すること。)

11 問い合わせ先

検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(以下「生活安全企画課警備業係」という。)(電話番号 073-423-0110 内線3028)又は最寄りの警察署の生活安全(刑事)課まで行うこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて生活安全企画課警備業係に行うこと。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
高野口都市計画道路(3・5・6号大野下中線)
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成20年10月17日付け和歌山県報第2004号和歌山県告示

第1346号中

「訪問看護・介護  
予防訪問介護」

は誤りにつき

「訪問看護  
予防訪問」

「・介護  
看護」に訂正する。